

精華町長 杉 浦 正 省 様

精華町監査委員 井 上 直 樹

同 松 田 孝 枝

令和 5 年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

第 1 審査の手続

町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準	備考
①精華町国民健康保険病院事業特別会計	—	—	20.0%	
②精華町水道事業特別会計	—	—	20.0%	
③精華町公共下水道事業特別会計	—	—	20.0%	

※資金不足比率が算定されない場合は、「—」で記載しています。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。